

学術論文

帝政ロシアのシベリア移住と郷土

青 木 恭 子

富山大学人文科学研究第78号抜刷

2023年3月

帝政ロシアのシベリア移住と郷土

青木 恭子

はじめに

帝政ロシアにおいて、ヨーロッパロシアからウラルを越えたアジアロシアへの移住が本格化するのには、シベリア鉄道の建設が進む1890年代後半以降のことである。以後、移住者数が急激に増加するだけでなく、移住者を送り出す地域も飛躍的に拡大していくことになる¹⁾。だがそれ以前には、移住者を送り出す地域は比較的限られていた。

16世紀末から17世紀にかけて、初期のシベリア入植者は、主にポモリエ地方と呼ばれるロシア北部と北東部、のちのアルハンゲリスク県、ヴォログダ県、ヴァトカ県、ペルミ県に該当する地域の出身だった。これらの地域は、当時の移動ルートである連水陸路でシベリアと繋がっていた。1590年にソリヴィチェゴツクで家族とともにシベリアへ移住する30世帯を徴募する命令が出されるなど、政府によって農民やボサード民（都市の商人・手工業者居住区住民）から移住希望者が徴募され、免税特権や物質的支援を供与されてシベリアへ送り出された。他にも、逃亡農民や古儀式派信徒などが、自由を求めてシベリアへと移動していった²⁾。

国有地農民にシベリア移住を許可する最初の法令が出されたのは、1822年4月10日のことである³⁾。以後、1861年の農奴解放まで、合法的な自由移住が認められたのは国有地農民に限られていた。ヤドリツェフによれば、この時期までにシベリア移住者を送り出していたのは東部2県と中央部ロシア8県の合計10県で、特に多かった県として「タンボフ県、ヴォロネジ県、ペンザ県、カルーガ県、オリョール県、クルスク県」⁴⁾の6県が挙げられている。なお、

1) アジアロシア移住者数の推移および移住者の出身地については、青木恭子「ウラルを越えた人びと——帝政末期ロシアの移住者の出身地をめぐって」(土肥恒之編『地域の比較社会史——ヨーロッパとロシア』日本エディタースクール出版部、2007年、317-366頁)を参照のこと。

2) 16-17世紀の初期シベリア植民については、以下を参照。Крестьянское переселение и русская колонизация за Уралом. //Азиатская Россия. Т.1: Люди и порядки за Уралом. СПб., 1914. С. 442-446; Колонизация Сибири в связи с общим переселенческим вопросом. СПб., 1900. С. 14-29; Ядринцев Н. М. Сибирь, как колония в географическом, этнографическом и историческом отношении. Издание 2-ое, исправленное и дополненное. СПб., 1892. С. 190-198; 吉田俊則「シベリア植民初期のロシア人社会について」『ロシア史研究』47号、1989年、39-55頁。

3) Полное собрание законов Российской Империи (ПСЗ). Серия 1. Том 38. №. 28997.

4) Ядринцев. Сибирь, как колония. С. 199.

ヤドリツェフのいう東部2県とは、以前からシベリア移住者が多かったペルミ県とヴァトカ県であろう。第10回人口調査が行われた1857年の時点で、ペルミ県では農民の75.5%、ヴァトカ県では88.2%が国有地農民だった⁵⁾。

農奴制の廃止後は元領主農民（農奴）にも自由な移住が可能になったが、しばらくの間は元領主農民の移住はさほど増加せず、やはり移住者の多くを占めていたのは元国有地農民だった。1870年代にシベリア移住者を送り出していたのは37県、そのうち特に多かったのがペルミ県、ヴァトカ県、オレンブルグ県といった東部諸県だったとヤドリツェフは述べている⁶⁾。のちに中心的な送出県となるクルスク県とポルタワ県からは、この時期の主要な移住先はシベリアではなく、北カフカスと新ロシア地方だった⁷⁾。送出県ごとの移住者数が、不完全ながらも統計データによって裏付けられるようになるのは、1880年代後半のことである。1885年から1889年までの移住者8万3905人のうち、クルスク県出身が3万6103人と全体の43%という圧倒的多数を占めていた。以下、ペルミ県8682人(10.3%)、ヴァトカ県8431人(10.0%)、タンボフ県7389人(8.8%)、ハリコフ県4854人(5.8%)、ポルタワ県3186人(3.8%)、オリョール県2882人(3.4%)、カザン県2543人(3.0%)と続く⁸⁾。1894年にトムスク県の入植地131集落で行われた調査でも、1889年までに移住した1918世帯のうちクルスク県出身が1063世帯と全体の55.4%を占めていた。以下、ヴァトカ県209世帯(10.9%)、ペルミ県166世帯(8.7%)、カザン県127世帯(6.6%)と続く⁹⁾。

このように、1880年代までにシベリアへ特に多くの移住者を送り出していた主要地域は、植民初期から移住者を送り出してきたヴァトカ県とペルミ県、そして中央部ロシア黒土地帯諸県の2つに大別される。中でも突出して多かったのが、クルスク県だった。では、なぜクルスク県だったのだろうか。

クルスク県には顕著な特徴があった。それは、元国有地農民うち、かつて郷士(однодворец)

5) Кабузан В. М. Изменения в размещении населения России в XVIII – первой половине XIX в. (По материалам ревизий). М., 1971. С. 167-178.

6) Ядринцев. Сибирь, как колония. С. 200.

7) 1861年から1880年までのポルタワ県からの移住先は、シベリアが0.5%だったのに対し、新ロシア地方・ドン軍州・北カフカスが全体の87.8%を占めていた。1885年以前のクルスク県からの移住先は、シベリアが13.8%だったのに対し、新ロシア地方・ベッサラビア・ドン軍州・北カフカスは63.5%を占めていた。Переселения из Полтавской губернии с 1861 по 1 июля 1900 года. Вып.1. Полтава, 1901. С. 2-23; Прилуцкий А. М. Исторический опыт преобразования села: крестьянское хозяйство Курской губернии в 1906-1916 гг. Курск, 2003. С. 198.

8) Ямзин И. Л. Переселенческое движение в России с момента освобождения крестьян. Киев, 1912. С. 171-174.

9) Кауфман А. А. Хозяйственное положение переселенцев водворенных на казенных землях Томской губернии. По данным произведенного в 1894 г. по поручению г. Томского Губернатора, подворного исследования. Т.2, ч.1. СПб., 1896. С. 257-266.

と呼ばれていた人々が多数を占めているということである。クルスク県以外にも、オリョール県、タンボフ県、ヴォロネジ県では農民人口の25%から40%を郷土が占めていた¹⁰⁾。第8回人口調査(1833-1835年)における郷土人口約123万8000人(男性)の分布は、表で示したように、中央農業地帯に集中しているが、ヴォルガ・ウラル地方、新ロシア地方、北カフカス、左岸ウクライナにも広がっている。さらに国有地農民に関するカブザンの研究によると、1850年の第9回人口調査時点において、中央農業地帯(ヴォロネジ県、リャザン県、タンボフ県、オリョール県、クルスク県、トゥーラ県)の国有地農民約360万7400人のうち約3分の2に相当する約233万700人が郷土であり、郷土全体の約4分の3がこの地域に集中していた。なお、北部沿ウラル地方(ペルミ県とヴァトカ県)で最も多かったのは、郷土ではなく自由農民(черносошные)で、国有地農民の53.8%を占めていた¹¹⁾。

表 第8回人口調査(1833-1835年)における郷土人口約123万8000人(男性)の主な県別分布

	県	人数	%
中央 農業 地帯	クルスク	268555	21.7
	タンボフ	232833	18.8
	ヴォロネジ	181170	14.6
	オリョール	148746	12.0
	リャザン	44766	3.6
	トゥーラ	28000	2.3
ヴォ ルガ ・ ウ ラ ル	オレンブルグ	66850	5.4
	ベンザ	55030	4.4
	サラトフ	35897	2.9
	ヴァトカ	7665	0.6
	シンピルスク	4578	0.4
	アストラハン	3490	0.3
	カザン	1020	0.1
左岸ウクライナ	ハリコフ	28878	2.3
	ボルトワ	5350	0.4
北 新 カ ロ フ シ カ ア ス ・	スタヴロポリ	22890	1.8
	タヴリダ	8090	0.7
	エカテリノスラフ	7890	0.6
	ヘルソン	1222	0.1
その他	スモレンスク	1900	0.2
	モスクワ	327	0.0

【出典】「Четвертные крестьяне」// Энциклопедический словарь Брокгауз и Ефрон. Т. 73. СПб., 1903. С. 727.

10) Judith Pallot, Denis J. B. Shaw, *Landscape and Settlement in Romanov Russia 1613-1917*, Clarendon Press, Oxford University Press, 1990, p. 33.

11) Кабузан В.М. Государственные крестьяне России в XVIII – 50-х гг. XIX в. Численность, состав и размещение. // История СССР. 1988. №. 1. С. 76.

移住者の大半を占めているのが国有地農民だった時期に、ペルミ県とヴァトカ県を除くと、移住者を集中的に送り出していた中央部ロシア黒土地帯では、国有地農民の多くが郷土だった。シベリア鉄道の建設が未だ始まっておらず、アジアロシア植民が国家的事業として展開される前の段階で郷土の移住が多かったのは、政府の支援がほとんどない中でも彼らの移住を促すような何か特有の要因があったからなのだろうか。その点について明らかにするのが、本稿の目的である。

なお、ロシア帝国の西部地域にも「郷土」と呼ばれる集団が存在していたが、その来歴は中央部ロシア黒土地帯の郷土とは全く異なる¹²⁾。西部諸県の「郷土」とは、貴族の出自を証明できなかった旧ポーランドのシュラフタ¹³⁾、ベッサラビア併合前の旧階層であるマズイリ (мазыли) とルプタシュ (рупташ)¹⁴⁾ が、それぞれ名称変更されたものである。最終的に、西部諸県の郷土も、1868年2月19日付で「農村住民」(сельские обыватели) という共通カテゴリーに統合された¹⁵⁾。本稿では、西部諸県の郷土は対象とせず、中央部ロシアの郷土に限定して話を進める。

1 郷土の移住に関する先行研究

ある時期までの移住者の中で、中央部ロシアの郷土が比較的目立つ集団だったはずであるにもかかわらず、郷土のシベリア移住について研究されるようになったのは、実はごく最近のことである。リハチョフ名称ロシア文化・自然遺産研究所シベリア支部 (オムスク) で「西シベリアの郷土：ローカル集団の社会文化的適応戦略」という研究プロジェクトが実施され、6名の研究者による14本の論考が研究所の公式ウェブサイト上に公開されている¹⁶⁾。プロジェクト実施期間については明記されていないが、論考のうちいくつかは、2015年から2018年にかけて公刊もされている¹⁷⁾。ウェブサイトの説明によれば、このプロジェクトは「キセリョフの国

12) *Шафир М. П.* Об ограничениях в отношении отчуждения однодворческих земель. СПб., 1899. С. 3.

13) ПСЗ. Серия 2. Том 6. Ч. 2. №. 4869.

14) ПСЗ. Серия 2. Том 22. Ч. 1. №. 20987.

15) ПСЗ. Серия 2. Том 43. Ч. 1. №. 45505.

16) *Однодворцы в Западной Сибири: стратегии социокультурной адаптации локальных групп.* <http://sfrik.omsu.ru/page.php?id=426> (2022.9.20 確認)

17) 現時点で確認済みのものは以下の5点である。*Крих А. А.* Переселение однодворцев в Омске Прииртышье в первой половине XIX века: практика и планы. – В кн.: Третьи Ядринцевские чтения. Материалы III Всероссийской научно-практической конференции, посвящённой 300-летию Омска (Омск, 26-28 ноября 2015 г.). Омск, 2015. С. 342-344; *Чернова И. В.* История расселения локальных групп переселенцев-однодворцев в Муромцевском и Горьковском районах Омской области на страницах районных газет. – В кн.: Третьи Ядринцевские чтения. С. 414-416; *Чернова И. В.* О семье однодворцев-переселенцев XIX века по архивным материалам.

有地農民改革および 19 世紀末から 20 世紀初頭の大量移住の過程で西シベリア南部地域に移住した郷土集団の社会的・民族学的研究に向けたもの」であり、郷土集団が「シベリアの環境に適応したプロセスを検証すること」を主要な課題としている。この研究プロジェクトの対象地域である現在のオムスク州イルティシ川周辺域は、帝政期の行政区画でいうとトボリスク県からアクモリンスク州北部に該当する。プロジェクトの研究では、19 世紀前半の移住者にはクルスク県やヴォロネジ県など中央部ロシアの郷土が多かったこと、彼らは郷土としてのアイデンティティを保ち、「小ロシア人」(ウクライナ人) 移住者とは異なる独自の文化を維持していたこと、辺境勤務人の末裔であり正教徒ロシア人である郷土が帝政ロシア政府にとっては植民者として都合のよい存在だったことなどが明らかにされている。ただし、そもそもなぜ郷土が多く移住してきたのかという問題には踏み込まれていない。なお、プロジェクトメンバーの 1 人であるチュルキンは、確認できただけでも 25 点以上のアジアロシア移住関連の著書や論文を公刊しており、郷土に関してもさらに 2 本の論文を発表している¹⁸⁾。その中でチュルキンは、中央部ロシア黒土地帯で最も著しかった農業危機が、郷土にもそうでない国有地農民にも同様に移住の道を選ばせたとしている¹⁹⁾。結局のところ、農業危機が移住の原因であるという一般的な説明以上のことは述べられていない。

シベリア移住ではないが、コレスニコフ『郷土カザーク』(2000 年) は、1860 年に創設されたクバン=カザーク軍団には、クルスク県やヴォロネジ県から北カフカスに移住してきた元郷土が少なからず含まれていたことを実証している。コレスニコフは「ロシアから北カフカスへ押し寄せる植民者の中には、他のカテゴリーの農民よりも郷土が優勢だった²⁰⁾」としつつ、「郷土による南ウラル、シベリア、北カフカスの入植や、彼らの新天地における経済的・軍事的ミッ

// Вестник Омского университета. Серия «Исторические Науки». 2016. №. 1 (9). С. 32-35; Чуркин М. К. Однодворцы центральных и западных губерний России: факторы этнокультурной идентичности и миграционный потенциал (XIX – начало XX вв.) // Вестник Омского государственного педагогического университета. Гуманитарные исследования. 2016. №. 3 (12). С. 34-38; Чуркин М. К. Сословная и этнокультурная идентичность российских однодворцев в переселениях второй половины XIX – начала XX вв. // Вестник Омского государственного педагогического университета. Гуманитарные исследования. 2015. №. 5 (9). С. 52-54.

18) Чуркин М. К. Однодворцы чернозёмного центра как локальное сообщество (вторая половина XVIII – начало XX в.): этнокультурная идентичность и миграционная мобильность. // Вестник Омского университета. Серия «Исторические науки». 2017. Т. 4. № 2 (14). С. 19-27; Чуркин М. К. Российские однодворцы в отечественной историографии второй половины XIX – начала XX в.: социально-экономический статус, сословная идентичность, миграционная мобильность. // Вестник Томского государственного университета. 2018. №. 429. С. 175-183.

19) Чуркин. Однодворцы чернозёмного центра. С. 24-26.

20) Колесников В. А. Однодворцы-казаки. К 200 летию со дня основания Рождественской, Каменнородской, Сергилеевской и Новотроицкой станиц. СПб., 2000. С.25.

ションに関しては、革命前もソヴィエト時代も現代も、研究者たちが活発に取り上げてこなかった] ²¹⁾ ことも指摘している。ただし、「活発」ではないとしても、ブロックハウス=エフロン百科事典には、「カフカスやザヴォルジエ地方の南部ステップ地帯には、18世紀後半から19世紀に土地不足の中央部諸県から郷土が移住することで、郷土の集落が形成されていた] ²²⁾ との記述もあり、移住の事実が無視されてきたわけではない。欧米の研究でも、扱いは大きいとは言えないが、カフカスや新ロシア地方へ郷土が移住したことが言及されている ²³⁾。

なぜ郷土の移住がこれまであまり注目されてこなかったのか、その理由の一つとして、移住者の中から「元郷土」だけを抽出するのは困難であることが挙げられる。例えば、オレンブルグ、エカテリノスラフ、スタヴロポリといった地域へ移住した郷土は「移動することで公式の地位を変えた」ため、彼らがどの程度移住したのか、正確な数はわからない ²⁴⁾。前述の「西シベリアの郷土」プロジェクトの冒頭でも、郷土が「ロシア人住民集団に溶け込んでしまっている」ことが指摘されている。1894年以降は、アジアロシア移住の中継拠点であるチェリャビンスクとスィズラニで鉄道を利用する移住者に対して詳細な調査が行われるようになり ²⁵⁾、移

21) Там же. С. 10.

22) «Четвертные крестьяне» // Энциклопедический словарь Брокгауз и Ефрон. Т. 73. СПб., 1903. С. 727.

23) Willard Sunderland, "Peasants on the Move: State Peasant Resettlement in Imperial Russia, 1805-1830s., *The Russian Review*, Vol.52, No. 4, 1993, pp. 472-485.

24) Pallot, Shaw, *Landscape and Settlement*, p. 48.

25) 1894 год. Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, извлеченный из книг общей регистрации переселенцев, проходивших в Сибирь и возвращавшихся из Сибири через Челябинск в 1894 году. М., 1899; 1895 год. Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, извлеченный из книг общей регистрации переселенцев, проходивших в Сибирь и возвращавшихся из Сибири через Челябинск в 1895 году. М., 1898; 1896 год. Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, извлеченный из книг общей регистрации переселенцев, проходивших в Сибирь и возвращавшихся из Сибири через Челябинск в 1896 году. М., 1899; 1897 год. Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, собранный путем регистрации переселенцев проходивших в Сибирь и возвращавшихся из Сибири через Челябинск в 1897 году. М., 1901; 1898 год. Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, собранный путем регистрации переселенцев проходивших в Сибирь и возвращавшихся из Сибири через Челябинск в 1898 году. М., 1904; 1899 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Вып.1. Движение в Сибирь. Челябинск, 1902; 1901 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Вып.1. Движение в Сибирь. Челябинск, 1905; 1902 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Вып.1. Движение в Сибирь. Челябинск, 1903 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения

住者の元の身分（国有地農民，領主農民，御料地農民，カザーク，ドイツ人入植者²⁶⁾など）については調査されているが，元国有地農民の下位カテゴリー（郷土，自由農民，ヤサーク（毛皮税）担税民，元聖界所領農民など）までは明らかにされていないので，移住者の中に元郷土がどの程度含まれていたのかを数量的に示すデータは存在しない。1897年第1回ロシア帝国国勢調査ではすべて「農民」カテゴリーにまとめられているため，元の身分が国有地農民か領主農民なのかさえも判別できない²⁷⁾。先述したトムスク県入植地の131集落に対する調査では，情報のある4566世帯のうち，「元郷土」とされているのは17世帯だけだが，後で詳しく説明するように，「元国有地農民のチェトヴェルチ所有農民」も元郷土を指しており，608世帯が確認されている。しかし，「元国有地農民の共同体農民」（1527世帯）の中にも元郷土が含まれている可能性が高く，結局のところ，正確な数はやはり不明である²⁸⁾。

全体的な動向や数的データは不明であるとしても，1880年代初頭までの移住に関する送出側側の調査報告から，元郷土が多く移住していることが裏付けられることもある。例えば，タンボフ県モルシヤンスク郡オリヒ郷フタルイエ・レヴィエ・ラムキ村という「チェトヴェルチ所有地を世襲で所有する国有地農民」すなわち元郷土が特に多い村では，第10回人口調査（1857年）から1881年までの約四半世紀の間に人口が37%減少するほど移住者が多かったという²⁹⁾。リヤザン県についてはさらに詳しく，移住者の多い南部3郡のうちラネンブルグ郡とダンコフ郡の2郡では元国有地農民の多くが元郷土であり，19世紀初頭から移住者を送り出してきたことが明らかにされている³⁰⁾。郷土はロシア帝国全人口の5%以下に過ぎなかった³¹⁾こ

в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск; 1906 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск; 1907 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск. なお，1913年度版の年次統計には元の身分に関するデータはない（1913 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск.）。

26) ドイツ人入植者（ロシアドイツ人）については，鈴木健夫『ロシアドイツ人——移動を強いられた苦難の歴史』（亜紀書房，2021年）に詳しい。

27) Первая всеобщая перепись населения Российской империи, 1897 г. Т. 1-89. СПб., 1899-1905.

28) Кауфман. Указ. Соч. Т.2, ч.1. С. 256.

29) Сведения о переселениях крестьян Тамбовской губернии в другие губернии и области с 1869 по 1881 г. Тамбов, 1882. С. 10.

30) Григорьев В. Н. Переселения крестьян Рязанской губернии. М., 1885; Сведения о переселениях крестьян из южных уездов Рязанской губернии. Доклад Рязанской губернской земской управы XVII очередному Губернскому земскому собранию. Рязань, 1887.

31) Белявский М. Т. Одноворцы Черноземья (по их наказам в Уложенную комиссию 1767-1768

とを考慮すると、他の集団と比較して移住する元郷士が多いことは確かであろう。なお、リヤザン県に関する調査研究は、元郷士の移住がなぜ多くなるのかという理由を考察する上で重要であるため、その詳細については後で取り上げたい。

2 郷士という存在

2-1 郷士の来歴

郷士の移住についての言及は少ないが、郷士そのものに関する研究は、19世紀前半からそれなりの蓄積がある。そもそも郷士とはどのような存在であったのか、先行研究に基づいて整理しておきたい。

郷士とは、一言で説明するならば、16世紀から18世紀にかけて、モスクワ国家の南部・南東部辺境地域に小規模な封地を与えられて入植し、農耕を行いながらクリム＝ハン国やノガイ＝オルダからの襲撃・略奪に備える警備・防衛任務に就いていた小士族(дети боярские)や下級勤務人の末裔である。

モスクワ国家は、「ウグラ河畔の対峙」(1480年)と呼ばれる象徴的な出来事の前後に「タタールのくびき」から脱却したと言われてきたが、実際にはその後もクリミアタタールやノガイ人の襲撃と略奪に苦しめられていた。とりわけ住民の略奪は深刻で、拉致された人々は、身代金と引き換えに取り戻されなければ、奴隷としてオスマン帝国を中心に地中海諸国へ売られてしまった³²⁾。これに対抗するため、モスクワ国家は、モスクワ南方を流れるオカ川を防衛線とした軍の配備、勤務人の辺境への入植、要塞都市や防御施設の強化、タタール人の動きを移動しながら監視する警備部隊の派遣といった防衛体制をとっていた³³⁾。16世紀中頃以降、イヴァン4世(在位1533－1584年)とフョードル1世(在位1584－1598年)の時代に、防衛線はオカ川から南方のステップへと前進し、トゥーラを中心とする防衛線が建設された。新たに建設された要塞都市や防衛線の周辺には、小士族や貴族に列せられたカザークなど勤務人が知行地を与えられて入植し、下級勤務人、歩兵、銃兵なども封地や俸給を受けて防衛任務に就いて

ГГ.), М., 1984. С. 3.

32) タタールの襲撃とロシア人捕虜奴隷については、松木栄三『ロシアと黒海・地中海世界——人と文化の交流史』(風行社, 2018年)の第6章「クリミア・タタールとロシア人「捕虜奴隷」」(123-153頁)を参照のこと。

33) Соловьев Я. Об однодворцах. // Отечественные записки. Том 69, отд. 2. 1850. С. 82-83; Беляев И. Д. О сторожевой, станичной и полевой службе на Польской Украине Московского государства, до царя Алексея Михайловича. М., 1846. С. 2-4; 土肥恒之「国境警備・戦争・入植 近世ロシアの軍隊と社会」(土肥『ロシア社会史の世界』日本エディタースクール出版部, 2010年) 71-73頁

いた³⁴⁾。16世紀末には辺境防衛はさらに強化され、1596年には辺境防衛の中心都市ベルゴロドが建設された。しかし、直後の動乱時代には、モスクワ国家には辺境防衛を考える余裕もなくなり、辺境警備軍も縮小されてしまう。1613年にミハイル・ロマノフ（在位 1613 - 1645 年）が即位すると、辺境警備体制も再構築されていく³⁵⁾。

ミハイルの治世下で起きたスモレンスク戦争（1632 - 1634 年）は、以下の点で、辺境勤務人の運命にも大きな影響を及ぼした。

第一に、欧式新型軍の編成である。来るべき戦争に備え、政府は 1620 年代中頃から欧式新型軍の編成に乗り出していた。旧来の軍隊は、士族(дворяне)と小士族を中心とする「生まれによる勤務人(служилые люди по отечеству)」の騎兵部隊と、その下の銃兵、カザーク、砲兵など「徴募による勤務人(служилые люди по прибору)」の部隊から構成されていた。ただし騎兵として勤務できたのはある程度裕福な士族や小士族に限られていた³⁶⁾。このような旧来の士族騎兵軍と異なり、新型軍の主な構成員は下級勤務人であり、領地をもたない小士族のほか、銃兵やカザーク、ポサード民や農民など、様々な自由民も徴募され、ホロープと呼ばれる隷属民や逃亡農民なども紛れ込んでいた。スモレンスク戦争の開戦後には、歩兵、重騎兵、竜騎兵からなる 10 連隊 1 万 7000 人の新型軍が編成される。ただしこの時期の新型軍は戦争のたびに動員・編成と解散を繰り返すものであり、未だ完全な常備軍にはなっていなかった³⁷⁾。軍制改革が進むのは、次のアレクセイ（在位 1645 - 1676 年）の治世下のことである³⁸⁾。

第二に、ベルゴロド防衛線の建設である。スモレンスク戦争開戦直後の 1632 年の春と夏、約 2 万人のクリミアタタールがロシア南部に侵攻、翌年には 3 万人の部隊がオカ川を越えて侵攻し、多くの人々が捕虜として連れ去られてしまった。そこで戦後は南部・南東部辺境の防衛体制が強化される。1636 年からの約 20 年間に、一連の防御施設と要塞都市からなる全長 800 キロにも及ぶベルゴロド防衛線が建設され、さらに東部に延長するシンビルスク防衛線も建設された。防衛線の建設により新たに拡大された辺境地域を警備する人員も大量に必要となり、士族と小士族、そして銃兵・カザーク・砲兵・歩兵・竜騎兵・重騎兵といった下級勤務人からなる辺境警備軍が編成される。下級勤務人には給金と食糧が支給されていたが、増員された辺

34) *Беляев*. Указ. соч. С. 4-8; *Павлов-Сильванский Н.* Государевы служилые люди. Происхождение русского дворянства. СПб., 1898. С. 108-111.

35) *Беляев*. Указ. соч. С. 31-35.

36) *Павлов-Сильванский*. Указ. соч. С. 235; 浅野明「17世紀前半ロシアの国家・社会・戦争——スモレンスク戦争（1632-34年）再考」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第19号、2018年、3頁。

37) *Павлов-Сильванский*. Указ. соч. С. 236-239; 浅野明「スモレンスク戦争（一六三二—三四四年）とロシアの軍隊」『ロシア史研究』第66号、2000年、6-7頁；土肥、前掲書、82-83頁。

38) 豊川浩一「バトルヒンツェフ, N. N. 二つの近代化された軍事改革とロシア社会への影響」『駿台史学』第171号、2021年2月、27-57頁。

境警備軍の全員に払い続けるのは不可能となり、また勤務の性格上、辺境地域に常時駐屯する必要もあったため、下級勤務人にも報酬として土地を与えて自活させるよう方針転換された。辺境地域に小規模な封地を与えられた下級勤務人と貧しい小士族が、のちに「郷士」と呼ばれるようになる³⁹⁾。

普通は「郷士」と訳される「однодворец」だが、直訳すると、「一世帯の者」といった意味になる。この用語は元々、農民を所有していない貧しい小士族を、所有している小士族と区別するために用いられていたという。17世紀には、南部・南東部辺境地域に与えられた小規模な土地を、自身の世帯だけで農民を使用せずに耕作するような、経済的に最下層の勤務人が「однодворец」と呼ばれていたが、この時点では未だ正式な法的身分を指していたわけではなかった⁴⁰⁾。

「郷士」が貴族と農民の中間に位置する特殊な階層として確立されたのは、ピョートル1世(在位1682 - 1725年)治世下のことである。

「однодворец」という用語が法令で使われた最初の例は、1714年3月12日付「小ロシアの都市にいる逃亡農民と『однодворец』をベルゴロド軍管区とセフスク軍管区の諸都市へ移住させることについて、および逃亡した竜騎兵、兵士、新兵を連隊に送致することについて」⁴¹⁾である。そして、その後の彼らの運命を決定づけたのが、ピョートル1世が人口調査実施を命じた1719年1月22日付の勅令である⁴²⁾。人口調査が行われる対象として列挙された中に郷士も含まれており、ここにおいて郷士は、貴族身分ではなく、人頭税を課せられる担税民として法的に定義づけられた。

ただし、辺境勤務人のすべてが郷士となったわけではなかった。そもそも貴族身分ではない下級勤務人と異なり、小士族は士族とともに貴族身分に統合されている⁴³⁾。だが、すべての小士族が貴族身分になったわけでもなかった。ピョートル1世の命令により、貴族の国家勤務および教育の義務が強化され、義務の遂行が厳しく監視されるようになる。貧しい小士族には経済的にも能力的にも貴族としての義務を果たす余裕はなく、担税民となる道を選ぶ者が少なく

39) Яковлев А. И. Засечная черта Московского государства в XVII веке. Очерк из истории обороны южной окраины Московского государства. М., 1916; *Беляев*. Указ. соч. С. 42-43; *Соловьев*. Об однодворцах. С. 85; *Павлов-Сильванский Н.* Указ. соч. С. 247-249; *Белявский*. Указ. соч. С. 8-10; 土肥, 前掲書, 73-75頁。

40) *Соловьев*. Об однодворцах. С. 89-90; *Павлов-Сильванский*. Указ. соч. С. 249-250; *Рабинович М. Д.* Однодворцы в первой половине XVIII в. // Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы. 1971 г. Вильнюс. Институт истории АН Литовской ССР, 1974. С. 137; *Pallot, Shaw, Landscape and Settlement*, pp. 46-47; *Thomas Esper*, "The Odnodvortsy and the Russian Nobility", *The Slavonic and East European Review*, vol.45, 1967, p. 126.

41) ПСЗ. Серия 1. Том 5. №. 2783.

42) ПСЗ. Серия 1. Том 5. №. 3287.

43) *Павлов-Сильванский*. Указ. соч. С.258.

なかった。それどころか、勤務を忌避し敢えて郷士身分に登録する者もいた⁴⁴⁾。

法的には農民と同じ担税民でありながら、郷士には貴族身分と同様に土地と農民を所有する権利が認められていた。郷士が所有する農民は「郷士の農民 (однодворческие крестьяне)」と呼ばれる。実際に所有していた郷士はごくわずかで、1780年代には約75万人の郷士(男性)がいたが、「郷士の農民」(男性)は2万2000人にすぎなかった⁴⁵⁾。「郷士の農民」は、1841年に政府によって解放され、所有者には補償金が支払われた⁴⁶⁾。

18世紀後半以降、ピョートル3世(在位1761-1762年)により貴族が勤務の義務から解放され⁴⁷⁾、エカテリーナ2世(在位1762-1796年)の恵与状⁴⁸⁾により特権的な地位が保障されるようになる頃には、郷士の中から貴族身分への復帰を求める者が現れるようになる。アレクサンドル1世(在位1801-1825年)の治世下で、貴族の出自であることが証明できる郷士には貴族身分を回復させる一連の規則が制定される⁴⁹⁾。1801年7月15日、郷士とその他の担税身分の者で貴族の出自であることが証明できる者は、速やかに貴族紋章局に証明書類を提出することが命じられた⁵⁰⁾。1804年12月18日付の勅命では、郷士の中には勤務を続けたくないがために郷士身分を得た者が少なくないことを踏まえた上で、貴族身分回復の審査は、正確かつ明白な証拠に基づいて厳正に行われなければならないこと、罪を犯すか勤務を忌避したために貴族身分を喪失した者には復帰を認めることのないよう監視することが命じられている⁵¹⁾。そして1816年12月には、郷士が貴族身分に復帰するための規則が制定された⁵²⁾。

郷士が特殊な階層へと変化したもう一つの大きなきっかけが、「民兵軍」(ландмилиция)と呼ばれる国境警備軍の創設である。ペトルヒンツェフによると、民兵軍創設の最初の試みは、1711年に北西部国境を防衛するための人員がトヴェーリとヤロスラヴリで徴募されたことにあるという。1712年10月31日にオスマン帝国がロシアに宣戦し、南部辺境地域の軍事的な危機が高まると、南部国境に民兵軍が設置される⁵³⁾。1713年2月2日、キエフ県とアゾフ県(当時)

44) Соловьев. Об однодворцах. С. 91; Яблочков М. Т. История дворянского сословия в России. СПб., 1876. С. 372-373; Семевский В. И. Крестьяне в царствование Императрицы Екатерины II. Том 2. СПб., 1901. С. 726.

45) Pallot, Shaw, *Landscape and Settlement*, p. 33.

46) ПСЗ. Серия 2. Том 16. Ч. 1. №. 14707; П-В К. Четвертное землевладение. (По данным Рязанской земской статистики.) // Русская мысль. 1886. Год седьмой. Кн. II. С. 43.

47) ПСЗ. Серия 1. Том 15. №. 11444.

48) ПСЗ. Серия 1. Том 22. №. 16187.

49) Esper, "The Odnodvortsy", pp.133-134; Яблочков. Указ. соч. С. 592-594.

50) ПСЗ. Серия 1. Том 26. №. 19942.

51) ПСЗ. Серия 1. Том 28. №. 21560.

52) ПСЗ. Серия 1. Том 33. №. 26579.

53) Петрухинцев Н. Н. Основные этапы «ландмилицкой» реформы 1710 – 1730-х годов. – В

から3500人ずつ合計7000人の竜騎兵、歩兵、銃兵、カザーク、砲兵、およびそれらの退役兵等を徴募し、5連隊からなる民兵軍を組織する命令が出された⁵⁴⁾。さらにその後、ペルシャ遠征(1722-1723年)の際に想定されたオスマン帝国との戦争に備えて、1722年12月、改めて民兵軍の編成が命じられた⁵⁵⁾。民兵軍を維持するための費用は、人頭税とは別に、郷土に課せられた⁵⁶⁾。1731年には南部のウクライナ要塞線と南東部の新カマ川以東要塞線の建設が始まり、そこに民兵軍が配備された⁵⁷⁾。ウクライナ要塞線の民兵軍には「土地を持たない郷土」の志願も募られている⁵⁸⁾。民兵軍を人員と費用の両面で維持する義務を負ったことで、郷土は独自の階層としてまとまるようになる⁵⁹⁾。その後、南部・南東部辺境地帯が安定するにつれて民兵軍の必要性も薄れていき、最終的にエカテリーナ2世がクリミアを併合(1783年4月8日)すると、民兵軍の存在は完全に不要になる。併合直後の1783年5月3日に、郷土は、兵役に関しても負担金に関しても、その他の国有地農民と等しく扱われることが定められた⁶⁰⁾。ただし、軍隊勤務は15年間のみという民兵軍時代の権利だけはそのまま残された⁶¹⁾。

こうして、18世紀末までには、郷土を国有地農民と区別していた特徴はほぼ消滅した。1837年12月26日に設置された国有財産省の管轄下に郷土も置かれることになるが、条文では「すべての名称の国有地農民」に一括されている⁶²⁾。

元郷土が国有地農民と一体化する一方で、19世紀末に突如「貴族農耕者(дворянин-землепашец)」すなわち「貴族身分に属する農耕者」の存在がクローズアップされる。彼らは「生

kn.: Военное прошлое государства Российского: утраченное и сохранный. Материалы Всероссийской научно-практической конференции, посвященной 250-летию Достопамятного зала 13-17 сентября 2006 года. Секция «Военная история России: опыт современного изучения». СПб., 2006. С. 33.

54) ПСЗ. Серия 1. Том 5. №.2643.

55) ПСЗ. Серия 1. Том 6. №.4131; *Пенской В. В.* Украинский ландмилицейский корпус в XVIII веке. // Вопросы истории. 2000. №. 10. С. 148; *Петрухинцев.* Указ. соч. С. 34; 土肥, 前掲書, 93頁。

56) ПСЗ. Серия 1. Том 6. №.3994; Том.7. №. 4138, №. 4195 など。

57) *Рабинович.* Одноворцы в первой половине XVIII . С. 140-141; 中村仁志「一八世紀南ウクライナの植民とザポロージェ・カザーク」『史林』第69巻第6号, 1986年11月, 96頁; 豊川浩一「十八世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識——キリーロフのオレンブルグ遠征とヤーロフ事件」山川出版社, 2016年, 130-131頁, 136頁; 豊川浩一「近世ロシア帝国の空間形成—南東ロシアにおける要塞戦建設の背景」『歴史学研究』第971号, 2018年6月, 36頁。

58) ПСЗ. Серия 1. Том 8. №.5673.

59) *Благовещенский Н. А.* Четвертное право. Исследование Н. А. Благовещенского. М., 1899. С. 90.

60) ПСЗ. Серия 1. Том 21. №. 15723.

61) *Соловьев.* Об одноворцах. С. 93.

62) ПСЗ. Серия 2. Том 12. Ч. 2. №. 10834.

活習慣でも古くから農耕を生業とすることでも、農民と何も変わらない⁶³⁾が、あくまでも貴族であって農民身分ではないため、農民と町人を対象とした1889年7月13日付の移住法⁶⁴⁾が適用されなかった。そこで移住法成立の直後から、移住支援と入植区画の分与を求める「貴族農耕者」からの請願が相次ぎ、最終的に1900年6月22日付の規則「貴族農耕者をシベリアの国有地に移住させる件について」が定められることになる⁶⁵⁾。このとき請願を行っていた「貴族農耕者」の居住県として、「タヴリダ県、ミンスク県、スモレンスク県、クルスク県、リャザン県、ヴィテプスク県、ヘルソン県、ヴォロネジ県、サラトフ県、サマール県⁶⁶⁾」が挙げられており、西部諸県も含めた郷土の居住地域と概ね重なる。「貴族農耕者」とは、その多くが元郷土と同様に辺境勤務人の末裔で、貴族の身分を維持もしくは回復した者と考えられる。

2-2 郷土の土地所有

既に述べたように、郷土には土地と農民を保有する権利が認められていた。18世紀初頭、貴族の世襲領地(вогчина)と知行地(поместье)が一本化され、私的所有地として「不動産(недвижимое имение)」という名称が与えられている⁶⁷⁾。他方、郷土の土地は完全な私的所有地になったわけではなく、売買には制限があった⁶⁸⁾。1727年8月14日付で郷土の土地売却を禁じる命令が出されているが⁶⁹⁾、同様の禁止令がその後も度々発せられており、あまり守られていなかったようだ。1730年6月20日には、郷土の土地に均分相続が法的に復活した⁷⁰⁾。

郷土が世襲で保有する土地は、その起源がモスクワ国家時代の知行地にある。そしてその知行地は、「четвѣрть(четверть)」を単位として下賜されていた。четвѣртьとは面積の単位で、半デシャチナ(1デシャチナは約1.09ヘクタール)に相当する。четвѣрть

63) Журнал Особого Совещания, образованного при Министерстве Внутренних Дел для обсуждения некоторых вопросов по переселенческому делу. Заседания 1, 4, 5, 9, 12, 14, 19, 22 Февраля и 3, 5 и 11 Марта 1894 года. СПб., 1894. С. 10.

64) ПСЗ. Серия 3. Том 9. №. 6198.

65) Российский Государственный Исторический Архив (РГИА). Ф. 1273. Оп. 1. Д. 405. Лл. 94-96. 「貴族農耕者」の移住に関しては、青木恭子「帝政ロシア国内植民事業にみる「移動する論理」と「移動させる論理」」(北村暁夫・田中ひかる編『近代ヨーロッパと人の移動——植民地・労働・家族・強制』山川出版社、2020年)23-29頁を参照のこと。

66) РГИА. Ф. 1273. Оп. 1. Д. 405. Л. 27об.

67) 1714年3月23日の「一子相続法」(ПСЗ. Серия 1. Том 5. №. 2789)では、世襲領地(вогчина)と知行地(поместье)が等しく扱われている。1731年3月17日付「知行地と世襲領地を不動産と名称変更の件について、およびそれを子の間で法典に基づき分割する件について」(ПСЗ. Серия 1. Том 8. №. 5717)により「不動産」への名称変更と均分相続の復活が正式に認められた。

68) П-В. Четвертное землевладение. Кн. II. С. 46.

69) ПСЗ. Серия 1. Том 7. №. 5138.

70) ПСЗ. Серия 1. Том 8. №. 5579.

の個数で表される知行地の規模が勤務人の権利として法的に保護されたことから、「チェトヴェルチ権 (четвертное право)」という概念が生まれた⁷¹⁾。本来は面積の単位だったチェトヴェルチが、17世紀末までには面積単位としての意味を失い、知行地の法的な持ち分を計算する理念的な単位となり、代々伝わるチェトヴェルチ数の土地を保有する権利となった⁷²⁾。

ピョートル1世が導入した人頭税は、土地や世帯ではなく、男性を課税対象としていた。課税人数 (душа) に基づいて共同体の土地を配分する共同体土地所有 (общинное землевладение) と、旧来のチェトヴェルチ権に基づく土地所有 (четвертное землевладение) の二種類の土地所有原理が並立するようになるのは、1766年、エカテリーナ2世治世下で行われた全国総土地境界画定 (генеральное всего Государства размежевание) に際して下された、境界画定に関する訓令 (межевая инструкция)⁷³⁾ による。訓令では、土地の境界画定はチェトヴェルチ権に基づいて計測することを定めると同時に、チェトヴェルチ数を特定するのが困難な場合には課税人数で配分することも求めていた⁷⁴⁾。

チェトヴェルチ所有地は、特定の世帯が世襲で保有する土地であるため、課税人数と土地面積にアンバランスが生じたとしても、共同体の土地と異なり、土地割替えによって是正されることはない。郷士の土地はすべての男子による均分相続であったため、何人の男子が成人するかという運にも左右されて、世代交代を重ねるにつれて各世帯の所有地面積に著しい不平等が発生していた⁷⁵⁾。土地所有の不均衡に不満を抱く家長の声が村内で大きくなると、全面的もしくは部分的に、課税人数の原理に立脚した共同体土地所有への移行が起こる。キセリョフ国有財産大臣による国有地農民改革の一環で、地代 (оброк) の課税単位が人数から土地へ変更され、少人数で土地を多く持つ世帯が不利になったことから、それまで共同体土地所有への移行を望んでいなかった広いチェトヴェルチ所有地を持つ郷士からも、人数に基づく土地配分の均等化を求める声が出てくるようになる⁷⁶⁾。リャザン県ラネンブルグ郡の場合、共同体土地所有への移行が行われた最も古い例は1800年前後だが、多くの村では1840年から1860年頃に土地所有の変更が起きたという⁷⁷⁾。

郷士が新たな国有地へ移住する場合には、他の国有地農民の場合と同様に、土地は最初から共同体所有となる。ヴォロネジ県では、ベルゴロド防衛線の内側すなわちドン川右岸の県西部

71) *Благовещенский*. Указ. соч. С. 50-52.

72) Там же. С. 122-123.

73) ПСЗ. Серия 1. Том 17. №. 12570.

74) *Благовещенский*. Указ. соч. С. 123-126.

75) Там же. С. 58-59.

76) Там же. С. 134-135; «Четвертные крестьяне». С. 733-734.

77) П-В. Четвертное землевладение. // Русская мысль. 1886. Год седьмой. Кн. III. С. 28-29.

地域から辺境勤務人の入植が始まった。この地域の郷土は、世帯ごとに封地を下賜されて入植したため、郷土村を構成する人数も比較的少なく、すべての土地が世帯別のチェトヴェルチ所有地になっていた。それに対してベルゴロド防衛線の先の地域には、17世紀末から18世紀前半にかけて、主に「小ロシア人」やカザークが防衛のために入植し、勤務人ではない宮廷領農民、聖界所領農民、領主農民も集まってきた。ここには他地域から移動してきた郷土も集団で入植し、広大な土地を最初から共同で所有した⁷⁸⁾。

1851年の国有財産省のデータによると、ロシア全体で郷土(男性)約119万人のうち45万2508人がチェトヴェルチ所有を維持していたのに対し、73万7777人が共同体所有だった。後者のうち、チェトヴェルチ所有から移行したのは53万3201人で、それ以外は国有地農民と同じ条件で国有地に入植した者である。チェトヴェルチ所有を維持している郷土が最も多いのはクルスク県の19万2613人で、チェトヴェルチ所有全体の42.6%を占めていた。以下、オリョール県8万1354人(18.0%)、タンボフ県5万9771人(13.2%)と続く⁷⁹⁾。1880年代初頭でも、チェトヴェルチ所有を維持している元郷土が最も多いのはクルスク県で、1885年にはその数が61万1770人、県の農民人口全体の32.2%を占めていた⁸⁰⁾。クルスク県は、単に元郷土の数が多かっただけでなく、チェトヴェルチ所有が多いという特徴でも際立っていたのである。

1766年の境界画定に関する訓令は、元からの世襲領地と購入地に限って郷土の私的所有地と認定し、郷土間の売買に限って認めていた。それ以外の土地は、郷土相手さえも売却を禁じた⁸¹⁾。その後、1831年4月29日付で「移住する郷土がどのような土地を売却もしくは私的所有地として譲渡することができるか、およびその譲渡相手を具体的に」規定している⁸²⁾。最終的には、1866年11月24日付で定められた国有地農民の土地利用に関する規則⁸³⁾の中で、世帯別所有地を自由に処理できる権利が与えられたことにより、国有地農民である元郷土のチェトヴェルチ所有地売却にも一切の制限がなくなった。

78) *Германов Г.* Постепенное распространение однодворческого населения в Воронежской губернии. // Записки Императорского русского географического общества. Том 12, 1857. С. 213-221.

79) «Четвертные крестьяне». С. 734-735; *Соловьев.* О поземельном владении в России. Статья вторая. // Отечественные записки. № 116, отд. 1. 1858. С. 623.

80) «Четвертные крестьяне». С. 735; *Прилуцкий.* Указ. соч. С 31.

81) *Соловьев.* Об однодворцах. С. 99; П-В. Четвертное землевладение. Кн. II. С. 47.

82) ПСЗ. Серия 2. Том 6. Часть 1. №. 4524.

83) ПСЗ. Серия 2. Том 41. Часть 2. №. 43888.

3 元郷士と移住

3-1 移住する郷士

土地がない・足りないというのは、農民を移住に踏み切らせる最大の要因である⁸⁴⁾。郷士もそれは同じである。チェトヴェルチ所有地は分割を重ね細分化されていく運命にあり、土地を持ってなくなる者もでてくる。郷士の先祖である17世紀の辺境勤務人の時代から、男子の人数が多い場合には、一人前になると世帯から分離させ、新たな知行地を求めて出て行かせることがあった。世帯から独立した辺境勤務人（郷士）の中には、中央部ロシア黒土地帯では新たな土地を見つけられず、ウクライナやドン＝カザークの自由村へと移動する者もいた⁸⁵⁾。1730年代には政府がウクライナ要塞線周辺への入植を推進し、1745年には土地を持たない郷士を入植させる命令も出されている⁸⁶⁾。土地不足に苦しむ郷士が勝手に移住するケースも後を絶たなかったらしく、1785年10月30日付で郷士が無許可で県境を越えて移動することを禁じている⁸⁷⁾。その一方で、1784年12月18日付ではカフカスへ、1787年9月11日付ではエカテリノスラフ県へ、希望する郷士に移住を認める命令も出された⁸⁸⁾。また、土地不足の郷士に1人あたり15デシャチナずつの国有地を追加で与える件も、1798年7月21日付で勅許を得ている⁸⁹⁾。

チェトヴェルチ所有地の均分相続は、耕地が細長い地条に細分化され、しかもそれが方々に分散するという問題も引き起こしていた。それは、世帯分割の際に不平等を徹底して回避するため、チェトヴェルチ所有地を地条に分割し、面積だけでなく耕地の位置や土地の質といった条件も含めて平等になるように相続したことによる⁹⁰⁾。地条の分散という問題は、郷士以外の農村共同体でも起きており、農業経営に悪影響を及ぼしていた。

チェトヴェルチ所有を維持している郷士が最も多いクルスク県からのシベリア移住者が突出して多かったのは、恐らく偶然ではない。なぜなら、タンボフ県とリャザン県でも、チェトヴェルチ所有の元国有地農民が移住する割合の方が、共同体所有の元国有地農民と元領主農民より

84) 「土地不足」と総称される状況が移住の主な原因とするこれまでの議論については、青木「ウラルを越えた人びと」320-324頁を参照のこと。

85) *Благовецкий*. Указ. соч. С. 94.

86) ПСЗ. Серия 1. Том 12. №. 9106; *Рабинович М. Д.* Положение однодворцев, переселяемых в 30-50 е годы XVIII в. на Украинскую пограничную линию. – В кн.: Проблемы аграрной истории. Часть 1. С древнейших времен до XVIII в. включительно. Минск, 1978. С. 95-102; *Pallot, Shaw, Landscape and Settlement*, p. 48.

87) ПСЗ. Серия 1. Том 22. №. 16280.

88) ПСЗ. Серия 1. Том 22. №№. 16114, 16572; *Семевский*. Указ. соч. С. 768.

89) ПСЗ. Серия 1. Том 25. №. 18676.

90) *Соловьев*. О поземельном владении в России. Статья вторая. С. 626; *Благовецкий*. Указ. соч. С. 154.

も高いことが、1880年代初頭までの統計から明らかになっているからである。

1869年から1881年にタンボフ県で移住者を多く送り出した地域は、モルシャンスク郡、キルサノフ郡、コズロフ郡、タンボフ郡である。このうち東端に位置するキルサノフ郡だけが、移住者の多くが元領主農民であり、タンボフ県から移住した元領主農民の50.7%を送り出している。キルサノフ郡では元領主農民が人口の83%を占めており、しかも農奴解放の際に、規定分与率の4分の1に相当する面積の土地を無償で贈与されることを選んだ農民が多かった⁹¹⁾。県中部のモルシャンスク郡、コズロフ郡、タンボフ郡は、かつてのシンビルスク防衛線周辺から北側の地域にあたる。この3郡からは元国有地農民の移住が多く、各郡の元国有地農民人口1000人あたり、モルシャンスク郡は23.2人、コズロフ郡は14.9人、タンボフ郡は10.5人が移住している⁹²⁾。モルシャンスク郡とコズロフ郡では、元国有地農民も元領主農民も、ほぼすべての農民の土地所有形態は共同体所有になっているが、例外なのは、先述したモルシャンスク郡オリヒ郷フタルイエ・レヴィエ・ラムキ村である。この村は多くの移住者をトムスク県に送り出しているが、ここはチェトヴェルチ所有の農民が特に多かった。移住者は、チェトヴェルチ所有地を売却することで、移住費用を賄うことができたのである⁹³⁾。

リャザン県で移住者が多いのは、ラネンブルグ郡、ダンコフ郡、スコピン郡の南部3郡のみである。農民人口のうち元国有地農民の占める割合は、ラネンブルグ郡39.9%、ダンコフ郡35.4%、スコピン郡72.1%だった⁹⁴⁾。あるデータによると⁹⁵⁾、国有地農民のうち郷土が占めていた割合は、ラネンブルグ郡95.6%、ダンコフ郡74.6%、スコピン郡17.0%だった⁹⁶⁾。その郷土のうち、ダンコフ郡では4割以上、ラネンブルグ郡とスコピン郡では7割以上がチェトヴェルチ所有から共同体所有へ移行したため⁹⁷⁾、元国有地農民のうちチェトヴェルチ所有の割合は、ラネンブルグ郡20.9%、ダンコフ郡43%、スコピン郡4.5%だった⁹⁸⁾。なお、スコピン郡は元国有地農民の占める割合が最も高いが、彼らの大半は郷土ではなく、1830年代までスコピン郡に置かれていた国営馬匹飼養場に所属する農民だった⁹⁹⁾。

91) *Дашкевич Л.* Выселение крестьян Кирсановского уезда в связи с общою переселенческою политикой. // Русское обозрение. 1896, июнь. С. 640-641. 贈与地農民については、以下の研究もある。*Бурдина О. Н.* Крестьяне-дарственники в России 1861-1907 гг. М., 1996.

92) Сведения о переселениях крестьян Тамбовской губернии. С. 1-2.

93) Там же. С. 10, 16, 18.

94) *Григорьев.* Указ. соч. С. 24-25.

95) このデータは、*Баранович М.* Материалы для географии и статистики России, собранные офицерами генерального штаба. Рязанская губ. 1860 г. (未見) から引用されている。

96) *П-В.* Четвертное землевладение. Кн. III. С. 27-28.

97) Там же. С. 28

98) *Григорьев.* Указ. соч. С. 24-25.

99) Там же. С. 15.

元郷士の多いラネンブルグ郡とダンコフ郡について、農村住民全体に占める移住者の割合を、チェトヴェルチ所有の元国有地農民、共同体所有の元国有地農民、元領主農民の3カテゴリーごとに見ると、両郡ともチェトヴェルチ所有の元国有地農民が最も多くの移住者を送り出していることがわかる（ラネンブルグ郡 16.0%、ダンコフ郡 13.1%）。次に多いのは共同体所有の元国有地農民で（ラネンブルグ郡 8.5%、ダンコフ郡 5.4%）、両郡とも元領主農民が最も少ない（ラネンブルグ郡 4.5%、ダンコフ郡 3.7%）¹⁰⁰⁾。1877年から1882年までの6年間に移住者を送り出した経験のある共同体の占める割合を比較しても、元国有地農民共同体はその3分の2以上が移住者を出しているのに対して（ラネンブルグ郡 71.2%、ダンコフ郡 66.7%）、元領主農民共同体の大半が移住者を全く出していなかった（ラネンブルグ郡 30.6%、ダンコフ郡 21.2%）¹⁰¹⁾。

既に述べたように、19世紀後半の移住者から元郷士だけを抽出することは難しい。それでも、チェトヴェルチ所有農民が多く移住している事実は確認できる。なぜ彼らの移住が多くなるのか、その理由を、(1)チェトヴェルチ所有地と均分相続、(2)移住経験の継承、(3)広く自由な土地への渴望、という3つの観点から検討していく。

3-2 元郷士の移住が多くなる理由

(1)チェトヴェルチ所有地と均分相続

リャザン県ラネンブルグ郡とダンコフ郡では、1870年代頃から、移住者を中心にチェトヴェルチ所有地の売却取引が急増している¹⁰²⁾。チェトヴェルチ所有農民は「農民にとって最も価値の高い財産である土地を、最も裕福な住民である同じチェトヴェルチ所有農民に売ることができる」ので、最も有利な立場にある¹⁰³⁾。世襲のチェトヴェルチ所有地は売却されることが多いのに対して、共同体所有の土地は、売却されるのではなく、共同体に残った他の者たちに引き渡されることになる¹⁰⁴⁾。ラネンブルグ郡とダンコフ郡では、移住する際に持参する金額が最も多いのはチェトヴェルチ所有の元国有地農民で、150ルーブリ以上所持していた移住世帯が全体の54%を占めていたのに対して、共同体所有の元国有地農民は36%、元領主農民は35%だった¹⁰⁵⁾。

トムスク県の入植地調査でも、チェトヴェルチ所有地や貴族農耕者の所有地など世帯別所有地は移住前に売却されていることが多いが、その取引が有利なものであるとは限らない。かな

100) Там же. С. 24-25.

101) Там же. С. 31.

102) П-В. Четвертное землевладение. Кн. II. С. 56-57.

103) Григорьев. Указ. соч. С. 114-115.

104) Там же. С. 143.

105) Там же. С. 47-48.

り良い値で売却できたケースもあるが、二束三文で売り払うことを余儀なくされることも多い。その事情として、「チェトヴェルチ所有地は、それが極めて細分化されていたため、非常に安い価格で売却された」（クルスク県）¹⁰⁶⁾、「チェトヴェルチ所有地は余所者に売却することが認められず、身内に譲り渡さなければならなかった。その身内も貧しかったので、非常に安い金額しか払うことができなかった」（クルスク県）¹⁰⁷⁾、「移住手続きをしているのが比較的少人数だった間は、購入者も『本来の』値をつけたが、移住許可が出してしまうと、財産は半値か安価で売却しなければならなかった」（クルスク県）¹⁰⁸⁾、「土地と財産は村の金持ちに売却されたが、とても安く買い叩かれた。この地域から大量に移住者が出たため土地の値段も下がったことが、長く続く影響を及ぼした」（ポルタワ県、カザーク）¹⁰⁹⁾といったことが伝えられている。それでも、共同体所有の土地は一切の補償もなく共同体へ引き渡される場合が多かったことを考えれば、現金化できる土地を所有していたことは有利に働いている。

元領主農民の中でも贈与地を無償譲渡された農民は、贈与地を現金化することが可能だった。「贈与地は1人当たり30ルーブリで、広い分与地は補償なしで、共同体に引き渡された」（クルスク県）¹¹⁰⁾、「ネチャエフスカヤ郷イワニツコエ村の共同体だけが贈与地の対価として1世帯あたり20から60ルーブリ支払い、アヴデエフスコエ共同体は償却の済んだ分与地2.75デシヤチナに対して1世帯に50ルーブリ支払った」（クルスク県）¹¹¹⁾、「オゼロク村の贈与地農民は、9年または12年の賃貸契約で贈与地を渡し、贈与地あたり100-120ルーブリ受け取った」（クルスク県）¹¹²⁾、「ストレリニンスカヤ郷ヴァルヴァルカ村では、贈与地が150ルーブリで譲渡され、ボルゼンスカヤ郷の村では贈与地が45-160ルーブリの値段で譲られた」（ヴォロネジ県）¹¹³⁾。ただし、「贈与地も含めた分与地は、一切の補償なく共同体に引き渡された」（クルスク県）¹¹⁴⁾場合もあった。なお、トムスク県入植地の131集落では、贈与地農民が4560世帯のうち546世帯（12%）を占めていた¹¹⁵⁾。チェトヴェルチ所有農民に限らず土地の所有権を持つ世帯は、資金面で多少は恵まれていたと言えよう。

リヤザン県ラネンブルグ郡とダンコフ郡で、移住した世帯と移住しなかった世帯の経済状態

106) *Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.3. С. 3.*

107) *Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.1. С. 271-272.*

108) Там же. С. 243.

109) *Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.2. С. 39.*

110) *Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.1. С. 38.*

111) Там же. С. 165.

112) Там же. С. 272.

113) Там же. С. 300.

114) Там же. С. 68.

115) *Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.2, ч.1. С. 255.*

を比較すると、元国有地農民も元領主農民も、移住世帯の方が故郷に残る世帯よりも平均して経済力が低い¹¹⁶⁾。「移住に至る直接のきっかけは、ほぼ常に、貧困か、経営を破綻させる状況か、少なくとも破綻を予見させるような状況」¹¹⁷⁾であるのは確かなようだ。クルスク県からの移住者も次のように証言している。「移住したのは主に住民のうち経済状態が良くない者、つまり分与地の少ない元領主農民や、所有地の少ないチェトヴェルチ所有農民で、より裕福な者は故郷に残った。『彼らはロシアでも良い暮らしができる』」¹¹⁸⁾。移住の理由が「土地不足」にあることは広く言われているが、移住を引き起こす「土地不足」とは、すなわち「移住者の分与地面積と労働力人数が釣り合っていないこと」¹¹⁹⁾を意味していた。このような不釣り合いの度合いが最も大きいのもまた、チェトヴェルチ所有の元国有地農民だった。「抜本的な土地割替えが行われず土地が世襲で所有されていることが、各世帯間の土地配分の不均衡を引き起こし、それが移住の主たる条件である土地面積と世帯労働力の不釣り合いを生み出している」¹²⁰⁾。世帯当たりの平均面積で比較すれば共同体所有地よりもチェトヴェルチ所有地の方が広がったとしても、「チェトヴェルチ所有農民には財産の不均衡がずっと激しく、土地不足の貧農の数がずっと多かった」¹²¹⁾のである。

移住を決断させる「破綻を予見させるような状況」の一例として、「子の代には土地が足りなくなってしまう恐れ」¹²²⁾が挙げられる。このような暗い見通しは共同体所有の農民でも共有される。「子供は成長するが、彼らのための土地がない」(クルスク県)¹²³⁾、「子どもの代には土地がなくなってしまう。だから出てきた」(クルスク県、元領主農民)¹²⁴⁾。共同体所有であれば土地割替えが実施される可能性はなくもないが、世襲の所有地を均分相続するチェトヴェルチ所有農民はそれがない。「自分はまだ暮らしていけるかもしれないが、子どもたちの代には完全に悪くなるだろう」(クルスク県、チェトヴェルチ所有農民)¹²⁵⁾。

世帯別所有地を売却して移住資金に充てることができたことは、共同体農民よりもチェトヴェルチ所有農民を移住し易くさせた最大の要因であろう。だがそれだけが理由とも言えない。1880年代初頭までのリャザン県の例では、同じチェトヴェルチ所有農民でも、移住した農民

116) Григорьев. Указ. соч. С. 51-52.

117) Там же. С. 55.

118) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.1. С. 40.

119) Григорьев. Указ. соч. С. 61.

120) Там же. С. 67.

121) П-В. Четвертное землевладение. Кн. III. С. 42.

122) Там же. С. 43.

123) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.1. С. 223.

124) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.3. С. 53.

125) Там же. С. 67.

よりも移住しなかった農民の方が、全体的に経済状態は良好だった。チェトヴェルチ所有地は均分相続されるため、世帯ごとの所有面積に非常に大きな格差が生じていた。何度も分割を重ね細長い地条が方々に分散する農地は耕作するのも一苦勞だった。既に農業経営を維持するのが困難なほどチェトヴェルチ所有地が少ない世帯や、次世代にはさらに細分化されることが予測できる世帯にとっては、広大な土地が手に入る新天地への移住は、未来への希望を繋ぐものだったのではないだろうか。

(2)移住経験の継承

元国有地農民と元領主農民とでは、合法的な自由移住が開始された時期が大きく違っていた。リャザン県ラネンブルグ郡とダンコフ郡の例では、国有地農民は19世紀初頭には既にサマーラ県への移住を始めていた。その後1830年代から1850年代にかけて、サマーラ県の他にもウラル・ヴォルガ地方や新ロシア地方、北カフカスなど主にヨーロッパロシア諸県への移住が拡大し、シベリアへの移住も始まる¹²⁶⁾。それに対して元領主農民は1867年にドン軍州へ移住したのが始まりだった。しかも、移住経験に乏しい元領主農民の移住は無秩序で無謀なものであり、初期の頃は失敗して故郷に戻る者がほとんどだった¹²⁷⁾。かなり以前から移住者を送り出してきた元国有地農民の村では、移住は普通に見られる現象であり、「新天地の生活条件について知らせてくれるような同村人や親戚が各地にいた」。しかし「1861年まで居住地に緊縛されていた元領主農民には、このような移住の伝統のようなものはあり得なかった」¹²⁸⁾。このことが、ある時期まで元領主農民の移住が元国有地農民に比べて少なかった理由の一つと考えられる。

移住を決めたきっかけが、先に移住した親戚や同郷人からの手紙というのは、1890年代前半までは、ごく普通のことだった¹²⁹⁾。トムスク県入植地の131集落で移住に関する情報源が判明している2549世帯のうち、親戚や知人からの手紙によるものが1679世帯(65.9%)を占めていた¹³⁰⁾。最初の移住者は先遣人を派遣するなどして情報を集めて移住し、その後続く移住者は手紙で呼び寄せられるというのもよくあることだった。「何年前かに先遣人が送り出され、その後60世帯からなる集団が移住した。この同郷人の手紙から『広々した自由な場所について』知った。しかし具体的な場所についてはっきりした情報はなかったので、漠然とトムスク県と

126) Григорьев. Указ. соч. С. 8-12.

127) Там же. С. 12-13.

128) Там же. С. 82.

129) 1896年に先遣人を派遣して入植地を登録することが移住許可に必要な条件として定められたことにより、以後は同郷人や親戚からの手紙を主な情報源として移住する世帯が激減した。青木恭子「帝政末期のアジアロシア移住政策をめぐる一考察——移住を許可された世帯の分析」『ロシア史研究』第84号、2009年6月、34-35頁。

130) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.2, ч.1. С. 240.

申請した」(クルスク県, チェトヴェルチ所有農民)¹³¹⁾。「移住しようという考えが生まれたのは、1860年代初頭に移住し、〔トムスク県〕ビイスク管区に暮らす同郷人の手紙による」(クルスク県, チェトヴェルチ所有農民)¹³²⁾。

手紙で呼び寄せられた移住者は、同郷人や親戚のいる場所を目指して移住し、同じ村もしくは近くの場所に入植する。「新天地に関する情報は、既にノヴォ・アレクサンドロフスキー村に移住した同郷人の手紙から得たので、まっすぐボゴトリスカヤ郷に来た」(カザン県, 元国有地農民)¹³³⁾。「クルスク県からの移住者は、1850年代にマルケロヴァ村に入植した古参住民の親戚と同郷人であり、この村に入植するという明確な意図を持って移住してきた。…(中略)…彼らは、そこに同郷人の古参移住者が住んでいることを利用して、彼らと連絡を取って、出発前に受入決議を受け取っていた」(クルスク県, チェトヴェルチ所有農民)¹³⁴⁾。「1880年にタンボフ県カリキノ村から40世帯の集団が出発した。大半はビイスク管区へ、少数の世帯は既に数人の同郷人が入植しているボゴトリスカヤ郷ヴァギナ村へ、2世帯が以前に移住した同郷人が作ったレチャシユスコエ村へまっすぐ向かった。その後ヴァギナ村へ向かった者たちが、ボゴトリスカヤ郷の様子を見て、そこにしないでレチャシユスコエ村へ移ってきた」(タンボフ県, 元国有地農民)¹³⁵⁾。面倒な移住許可申請手続きを省略して無許可で移住する者もいた。「遅れて1892年と1893年に来た35世帯は、移住許可を受けず、旅券で出てきた。同村人からの手紙に基づいて、この入植地に直接向かってきた」(タンボフ県キルサノフ郡, 元領主農民)¹³⁶⁾。いわば連鎖的移住のような現象が起きていたのである。

比較的早い時期から各地へ移住を始めていた地域ほど、連鎖的移住の始まりは早く、さらなる移住者の増加につながる。同郷人や親戚に移住者が比較的多かった元郷士の間では、移住経験の蓄積と同郷人ネットワークの構築により、他のカテゴリーの農民よりも連鎖的移住が早く始まっていたと考えられる。そのため、ある時期までは、移住者の中で元郷士の占める割合が比較的高くなっていたのであろう。

(3) 広く自由な土地への渴望

郷士には、既に述べたように、親元を離れた息子が新たな封地を求めて移動したり、土地を持たない郷士が新たな土地を与えられて移住したりしてきた経緯がある。もしかすると、移住

131) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.1. С. 29-30.

132) Там же. С. 34.

133) Там же. С. 44.

134) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.2. С. 130-131.

135) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.1. С. 212-213.

136) Там же. С. 299-300.

に対する心理的な抵抗も少なかったかもしれない。しかし、だからといって、郷土には移住志向が強いと短絡的に決めつけることは慎むべきであろう。1850年代のヴォロネジ県の郷土には「一つの郡から別の郡へ、特に遠くの国境の県へ、100年くらい前のヴォロネジ地方と多くの点で似たような状況にある場所へ、移住したがる傾向がとても強い」¹³⁷⁾との指摘もあるが、実際にそのような移住志向が郷土一般にあったといえるのかは疑問である。ほとんどの郷土は、先祖から受け継いだ土地に根付いた農耕者として生きていた。

肥沃な黒土地帯に最初に土地を下賜されて農耕者となったリャザン県の郷土の場合、「土地は好きだけあった。『誰もが望むだけ耕し、可能な限り草刈りをした』。これが現在に至るまで彼らの理想であり、『広々と自由な土地 (вольные земли)』を求めて遙か彼方まで移動させている。「いくつかの村では、そのような『広々とした場所』が過去のものとなったのはそれほど昔ではない。現地調査の際に、老人が覚えている頃にはまだ自分たちの『サマール』すなわち『自由な土地』があったという話を聞いた」¹³⁸⁾。

農民の抱く理想については、移住者が故郷へ書き送った手紙を分析したサンダーランドの研究でも指摘されている。新天地には「多くの移住者が故郷で見いだすことのできなかった生活」¹³⁹⁾、すなわち「土地に依拠した農民としての真実の生活」¹⁴⁰⁾がある、という理想は、元郷土以外の移住農民にも共有されるものだった。

リャザン県南部では、県北部と異なり、出稼ぎなどの賃金労働があまり発達していなかった。「農民は農業に専従することに慣れており、出稼ぎは彼らの負担になっている。彼らを惹きつけているのは『望むだけ耕し、可能な限り草を刈り、森林には見回り人がいない』場所であり、移住者が故郷に書き送った手紙の中で、ビスク管区をそのように描写している」¹⁴¹⁾。「地元では賃金労働があまり普及せず利益も少なく、農民が出稼ぎに対してあまり良い感情を抱いていないような状況で、トムスク県にいる親戚から、新天地を非常に魅惑的に描き、『望む場所を耕し、可能な限り草を刈る』という自分たちの理想が常に実現すると予言するような手紙が届く」¹⁴²⁾。「1880年と1882年にリャザン県から来た2世帯とも、『困難な生活』を理由に移住し、先に移住した同郷人の『その場所をひどく褒めた』手紙によってこの場所へ来た」¹⁴³⁾。リャザン県だけではない。「移住についての話し合いは1883年から始まり、『自由な土地』の分与

137) Германов. Указ. соч. С. 225.

138) Григорьев. Указ. соч. С. 6.

139) Willard Sunderland, "Peasant Pioneering: Russian Peasant Settlers Describe Colonization and the Eastern Frontier, 1880s-1910", *Journal of Social History*, vol.34, no.4, 2001, p. 905.

140) Ibid, p. 911.

141) Григорьев. Указ. соч. С. 44-45.

142) Там же. С. 76.

143) Кауфман. Хозяйственное положение переселенцев. Т.1, ч.3. С. 117.

に関する噂が広まっていた。移住許可の手続きは1886年から始めた。『新天地』に関する直接の情報は何もなかったので、『西シベリア』とだけ願ひ出た』（クルスク県、元国有地農民）¹⁴⁴⁾。

広く自由な土地で、「土地に依拠した農民としての真実の生活」を実現したいという欲求は、元郷士だけが抱いていたものではなく、農民全体にある程度共有されていた理想だったと思われる。中央部ロシア黒土地帯へ最初に入植し、肥沃で広大な土地で農業を営んできた辺境勤務人の末裔である元郷士には、出稼ぎや賃金労働に依存する生活はあまり好ましいものではなかった。「望むだけ耕し、可能な限り草を刈る」という理想は、元郷士を含めた農民が移住に踏み切る原動力になっていたのではないだろうか。

おわりに

筆者は以前、移住者の出身地に関するデータに基づいて移住者が特に多い送出県を特定し、その地域のもつ特徴から移住者が多くなる理由を分析したことがある。移住者の多い地域に共通する特徴として、産業構造は農業中心であり、農業以外の地元産業はあまり発達していない、出稼ぎに行く場合も農業労働者として働く場合が多く、大都市圏や工業地帯への出稼ぎは少ない、人口増加が著しく、土地不足も深刻で、借地料も高騰している、といったことが挙げられる。だが、そもそもなぜこのような特徴を持つ地域の農民にアジアロシア移住者が多くなるのか、1880年代にはなぜクルスク県からの移住者が圧倒的多数を占めていたのか、その問いに対する十分な答えを用意することはできなかった。また、新ロシア地方、北カフカス、沿ヴォルガ地方など、土地不足というよりはむしろ出稼ぎ労働者や入植者の流入が続いているような地域からも移住者が多くなっている理由の解明は、今後の課題として残してしまった¹⁴⁵⁾。

これらの謎を解く鍵のひとつが、元郷士という存在にある。郷士は、肥沃で広大な黒土地帯に最初に入植した辺境勤務人の末裔で、下賜された土地を世襲で受け継いでいた。土地が手狭になれば新たな封地を求めて出て行くこともあり、新ロシア地方、北カフカス、ヴォルガ・ウラル地方にも移り住んでいた。

1880年代まで元郷士が他の集団よりも比較的多く移住者を送り出していた最大の理由は、恐らく、世帯別所有地を売却して移住費用に充てることができたことにある。元郷士以外でも世帯別所有地や贈与地を所有している者に、同様の傾向が見られた。移住関連法が整備され、資金貸付や鉄道割引運賃率の適用といった政府支援が制度化される以前は特に、土地が現金化できることは大きかった。

144) Там же. С. 30.

145) 青木「ウラルを越えた人びと」345-357頁。

世帯別所有地であるチェトヴェルチ所有地は、共同体所有の土地と異なり、土地割替えも行われなため、世代を重ねるごとに均分相続によって細分化される運命にあった。その結果、各世帯の所有地面積の不平等が拡大し、人数と土地面積の不均衡も著しくなる。全体的に見ると、移住せずに故郷に残った世帯よりも移住した世帯の方が、経済的に厳しい状況におかれていた。チェトヴェルチ所有農民には、広い土地への移住を切実に必要とする世帯が少なくなかったのである。

今はまだ良くても、均分相続によって子や孫の代にはさらに所有地が細分化され、将来的に生活が成り立たなくなることを不安視する者も少なくなかった。次世代の未来のための移住もまた、元郷土の移住に特徴的な点である。

現在や未来の生活に不安や閉塞感を感じているところに、先に移住した親戚や同郷人から、新天地での生活を肯定的に描き、移住へと誘う手紙が届いたとしたら、それに触発されて移住を前向きに検討する世帯が出るのも不思議ではない。1890年代前半までは、移住者からの手紙を情報源とする連鎖的移住が大半を占めていた。元領主農民よりも移住が早く始まった元国有地農民の方が、元国有地農民の中でも移住経験の長い元郷土の方が、移住の連鎖も早く始まり、移住者の増加も一足早く進んだということになるだろう。

このような移住の連鎖を起こす元となった手紙には、広い土地で農業に依拠した生活を送ることを期待させる内容が書かれていた。「望むだけ耕し、可能な限り草を刈る」という理想は、元郷土だけのものではなく、黒土地帯の農民全般にある程度は見られたものであろう。その理想を実現するための条件が、他のカテゴリーの農民よりも若干恵まれていたことが、元郷土の移住がある時期までは目立っていた理由ではないだろうか。

